

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局

1. 改正理由

平成 29 年 1 月から国民と行政機関の間で給与支払報告書の提出等において個人番号の提供が行われることに伴い、電子申告等の業務を行う総務大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）について所要の規定の整備を行う必要があるため。

2. 改正内容

電子申告をはじめ、国税連携、特別徴収通知、年金保険者への年金特別徴収通知等の指定法人が行う業務を法令上明確化するため、以下の所要の改正を行うもの。

- ① 現在既に地方税法施行規則第 2 条の 4 等において法令で定められている指定法人の業務について、業務内容を明確化するため、規定の改正を行う。
- ② 上記以外の指定法人の業務についても、法令に基づく各手続を電子情報処理組織を利用して行う場合の指定法人の業務内容を明確化するため、規定の追加を行う。

3. 施行期日

公布の日